

## 徳島県規則第十二号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「様式第一号の」を削る。

第三条中「様式第二号の」を削る。

第四条中「様式第三号の」を削る。

第五条中「様式第四号の」を削る。

第六条第一項中「様式第五号の」を削り、同条第二項中「様式第五号の二の」を削り、

同条第三項中「様式第六号の」を削り、同条第四項中「様式第七号の」を削る。

第七条を削る。

第八条の見出しを「（老人デイサービスセンター等事業変更届）」に改め、同条中「様式第八号の老人デイサービスセンター等変更届」を「老人デイサービスセンター等事業変更届」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「様式第九号の」を削り、同条第二項中「様式第十号の」を削り、同条第三項中「様式第十一号の」を削り、同条を第八条とする。

第十条中「様式第十二号の」を削り、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「様式第十三号の」を削り、同条第二項中「様式第十四号の」を削り、同条を第十条とする。

第十二条を削る。

第十三条第一項中「様式第十六号」を「様式第一号」に改め、同条第二項中「様式第十七号」を「様式第二号」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条第一項中「様式第十八号」を「様式第三号」に改め、同条第二項中「様式第十九号の軽費老人ホーム事業変更許可申請書」を「様式第四号の軽費老人ホーム変更許可申請書」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条の見出しを「（軽費老人ホーム廃止届）」に改め、同条中「様式第二十号の軽費老人ホーム事業廃止届」を「様式第五号の軽費老人ホーム廃止届」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条第一項中「様式第二十一号」を「様式第六号」に改め、同条第二項中「様式第二十二号」を「様式第七号」に、「様式第二十三号」を「様式第八号」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条第一項中「様式第三十六号の」を削り、同条第二項中「様式第三十七号の」を削り、同条第三項中「様式第三十八号の」を削り、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（届出書等の様式）

**第十六条** この規則に定める届出書、申請書等の様式は、この規則に定めるもののほか、知事が別に定める。

様式第一号から様式第十五号までを削る。

様式第十六号中「(第13条関係)」を「(第11条関係)」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第十七号中「(第13条関係)」を「(第11条関係)」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第十八号中「(第14条関係)」を「(第12条関係)」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第十九号中「(第14条関係)」を「(第12条関係)」に、「軽費老人ホーム事業実施許可申請書」を「軽費老人ホーム変更許可申請書」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第二十号中「(第15条関係)」を「(第13条関係)」に、「,」を「、」に、「軽費老人ホーム事業廃止届」を「軽費老人ホーム廃止届」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第二十一号中「(第16条関係)」を「(第14条関係)」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第二十二号中「(第16条関係)」を「(第14条関係)」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第二十三号中「(第16条関係)」を「(第14条関係)」に、「老人福祉センター事業廃止届」を「老人福祉センター廃止届」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第二十四号から様式第三十八号までを削る。

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。